

訪問販売等に関する法律の一部改正

適用範囲の拡大で
消費者トラブルを防止

訪問販売、通信販売、連鎖販売取引(マルチ商法)についての消費者トラブルを防止するため、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。11月16日から施行されます。

訪問販売とは...

訪問販売というのは、一般的には、家庭に直接セールスマンが来て、商品のカタログが現物を見せて説明し、その場で売ったり、購入契約をしたりする販売方法をいいます。

「訪問販売」改正の動きは、主に次のようなトラブルが急増したためです。
駅の構内や商店街の路上で、若い女性などに声をかけ営業所などに誘って、英語教室などの高額商品を契約させる、「キャッチセールス」の被害が増えたこと。
白アリ駆除、レジャー会員権の購入を誘う、役員(サービスマン)の訪問販売にかかわるトラブルが多くなったこと。
具体的に言いますと、キャッチセールスは、営業所で契約すること、訪問販売の規制をくぐっていました。また、サービスマンも「商品」の売り買いはなく、その点では訪問販売と見なされています。

11月16日に施行



法の規制対象外となっていた「クレーンゲーム」といって、消費者が契約後7日間のうちなら無条件で解約できる、消費者救済制度があります。ただし、現行法では現金で一括して支払うと、この救済制度は適用されません。

また、訪問法に「クーリング・オフ」といって、消費者が契約後7日間のうちなら無条件で解約できる、消費者救済制度があります。ただし、現行法では現金で一括して支払うと、この救済制度は適用されません。

それと、契約書にクーリング・オフ制度が明記されていないケースが多く、せっかくの救済制度を消費者が知らず、これもトラブルの原因となっていました。

主な改正点

適用範囲を拡大

まず、訪問販売の適用の「範囲」を役員(サービスマン)の面まで広げる一方、キャッチセールスなども対象とすることにしました。

また最近では、金地金など資産づくりのための訪問販売が行われるようになったため、訪問法で定められていた取り扱い商品も、日常用品に限ら

ずこれらが含まれるよう改正されました。

クーリング・オフ

期間を8日間に延長

クーリング・オフ期間を1日延長し8日間に、現金一括払い(ただし一定金額以上の場合)でもクーリング・オフが適用されます。そして契約書や申し込み書などに、クーリング・オフの事項の記載が義務づけられました。

通信販売

誇大・虚偽広告を禁止

通信販売での問題は誇大広告や虚偽広告で、消費者が広告につられ商品を買ったことから生じるトラブルです。この誇大・虚偽広告が厳しく禁止されました。

連鎖販売

「委託」や「紹介」も適用に

連鎖販売では訪問販売と同様、役員(サービスマン)に関する取り引きと、従来は適用を受けなかった委託販売、紹介販売による取り引きも訪問法の適用を受けるなど、規制が強化されました。

連鎖販売のクーリング・オフは、契約後14日間で契約書や申し込み書などに、クーリング・オフについて明記する

ことが新しく義務づけられました。

「禁止行為」を強化

訪問法の改正でもう一つ注目されるのは禁止行為の強化で、罰則(懲役一年以下、罰金百万円以下)を科すことです。

禁止行為ですが、事実と異なることを言って契約させるとか、相手を不安にさせる脅しの言動で、クーリング・オフの申し出を拒否する行為などがそれに当たります。

連鎖販売も、契約のときや解約の際の同様な行為は禁止行為です。それと、悪質な業者に主務大臣が業務改善を指示、それに従わない場合は業務停止を命じることができま

ネガティブ・オプション

保管期間を短縮

消費者に一方的に商品を送りつけ、代金を請求する「ネガティブ・オプション」も、消費者が商品を保管すべき期間を3か月から14日に、消費者が引き取りを請求した場合

は1か月を7日と大幅に短縮、この期間が過ぎると消費者は商品を自由に処分できます。



11月は指名手配被疑者の
捜査強化月間



指名手配犯人の
検挙にご協力を
○指名手配のポスターの写真などに見覚えのある方は、ためらわずに警察に知らせてください。
○犯罪について知っていることがあれば、たとえ小さなことでも警察に知らせてください。

税を知る週間

11日11日~17日



期間中、長門プラザ2階ロビーで、税に関する資料展を開催します。